

「指針骨子」に対する意見募集の結果概要

1. 実施期間

- 令和7年11月21日（金）～令和7年11月27日（木）

2. 意見総数

- 352件（うち、団体・法人等 54件、個人 298件）

3. 主な意見

※ 詳細は別紙のとおり。

- 生成AIにより作られた偽・誤情報の拡散により現に被害、混乱が起きている。罰則付きの規制や、AI生成物であることが一目でわかる透かしやラベル付けを義務付けるべき。
- 学習データの透明性の確保を含め、知的財産権等の権利利益の保護のための実効的な対策が必要。また、知的財産、プライバシー等の保護のみならず、人格権についても考慮すべき。
- 国民に対してAIリテラシーに基づく適切な利用を求めていたり、AIを利用することのリスクを正確に把握して周知されることが優先されるべき。国民の自主性に委ねる前に、まずは法規制を含めた政府としての対応が図られるべき。
- 本指針が国際的な規範の趣旨に即したものであること、また、AIガバナンスに関する国際協調を主導する姿勢を評価する。

※いただいたご意見については、事務局において編集し掲載しているものもあります。

いただいたご意見については、本指針の策定や今後の政策検討に当たって参考とさせていただきます。

「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」に寄せられた主な意見

「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」に寄せられた意見総数 352件（うち、団体・法人等からは54件、個人からは298件）

● 全般に対する意見（37件（うち、団体・法人等からは5件、個人からは32件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	全般	-	-	-	本指針骨子の個別具体的な項目については、「広島AIプロセス」（HAIP）の成果文書（国際指針や国際行動規範）との整合性を一層高めることが望ましい。本指針骨子においても、「国際的な規範の趣旨に即して策定するもの」とされているとおり、自主的かつ能動的な取り組みを促すためのものである指針が、国際的なルール形成の枠組みと乖離することで、かえって国際的な事業者の活動を不必要に制約する事態は避けるべきである。また、AIの開発や利用により生じる法的問題については議論が途上にあるものが多く、そのような状況下で公表される本指針骨子は、極力、価値中立的であるべきである。	ご意見として承ります。本文案検討の際の参考とさせていただきます。 国際整合性の確保については、本文案の3（2）に記載しています。
2	全般	-	-	-	本指針と総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン」の関係について、何らかの言及をしてはどうか。本指針は、内容的にAI事業者ガイドラインの骨子と類似しており、またいずれも政府から発出された指針であるため、事業者には今後、AI事業者ガイドラインを本指針との関係でどのように位置づけて対応していくか迷う場面が想定される。このため、「本指針をより実務への適用を見据えて具体化した文書がAI事業者ガイドラインである」といった何かしらの整理がなされることが望ましい。	ご意見として承ります。本文案検討の際の参考とさせていただきます。 本指針とAI事業者ガイドラインを含む各種ガイドラインとの関係性については、本文案3（3）に記載しています。
3	全般	-	-	-	AIの利活用及び開発は、我が国のイノベーションを促進するという観点からも記載内容には賛同する。他方で、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」は日本として重要な政策であり、民間企業による関与が必須であると理解している。したがって、利活用及び開発、イノベーションの促進に向けては、産業界と協働していくことが必要不可欠。今回の意見募集手続は開始から締切りまでおよそ1週間という短期間で行われたが、期間の縛りがない任意の意見募集手続であるとしても、このような短期間で産業界の声を十分に把握することは困難であることから、産業界の声をより広く反映できるよう、意見募集の期間には1か月等の十分な意見募集期間等を設定して頂くことを望む。	パブリックコメントの期間について、本指針を年内目途に策定する方針となっている中で設定したため、ご理解いただければと存じます。なお、限られた期間においてもできる限り丁寧に意見募集を行う観点から、指針の本文案に対してもパブリックコメントを実施します。
4	全般	-	-	-	全体として方針がふんわりしており実行すべき規制のやり方がない状態です。また、内容の重大性に対して募集開始から終了までの時間が1週間近くあまりにも短いです。本募集後に意見を取りまとめ、再度募集を1ヶ月ほどの期限を設けてすべきである。	ご意見として承ります。
5	全般	2	1	1	AIの進歩や社会環境の変化を踏まえると、指針の継続的な改善は極めて重要です。そのため、指針の運用方針として、定期的な見直しを基本としつつ、その過程で事業者からの意見を聴取する機会を確保し、必要に応じて迅速に改訂することを明記いただくことを提案します。こうした方針の明確化は、事業者が指針を踏まえたガバナンス対応を確実に進める上でも有益であると考えます。	本文案には、3（4）に本指針をアジャイルに見直す旨記載しています。

● 「1 我が国における適正性確保に関する基本的な考え方」に対する意見（136件（うち、団体・法人等からは21件、個人からは115件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	1 (1) 本指針の位置付け	2	3	17	「広島AIプロセス」を踏まえ、AIガバナンスに関する国際協調を主導する姿勢を明示している点を強く支持します。今後、指針に掲げる諸原則の制度化が検討される場合は、既存の国内法AI法附帯決議で示されたとおり「広島AIプロセスの報告枠組み」等の国際規範を最大限活用し、整合性ある運用を図ることが重要と考えます。その際に、国際的な議論の動向を積極的に情報公開し、また、制度設計や運用に際しては企業の意見を取り入れる機会を確保することで企業の重複負担を軽減しつつ、日本が提唱するAIガバナンスが実効性を持つ「国際モデル」として機能することを期待しま	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。企業負担の軽減については、本文案の脚注17にて、透明性確保の取組における合理的な範囲の考え方を記載しています。
2		2	14	17	日本がG7を建設的なルール構築の場と捉え、広島AIプロセスを策定、実装に導いてきた功績は、国際的にも広く認知され、その報告枠組みも国内外のAI開発事業者に対して実効的な形ですでに運用されている。今後も、広島AIプロセスの枠組みに則り、これと重複や矛盾した国内実施が生じることを避けながら、AIをめぐる国際的なルール策定やガバナンス確保を主導することが期待できる。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案には3 (3) にAIガバナンスの国際協調を主導する旨記載しています。
3		2	16	16	広島AIプロセスで牽引してきたという内容について、具体的な実績を簡易的にでも説明して欲しい。	ご意見を踏まえ、本文案の脚注2に追記しています。
4	1 (2) 本指針における適正性確保の考え方	2	23	24	「プライバシー・財産権の侵害」を、「人格権・プライバシー・財産権の侵害」と、「人格権」を加える必要がある。人格権および財産権は時代に応じて多様化していくが、その変化に追従していかなければならない。人格権には、著作権や人格権を含む。また、生成AIによるディープフェイクの容易性から、自分の考えとは異なることを自らの名において公開されない自由という、消極的表現の自由も重要な要素になっていく。人間中心で尊厳や基本的人権を本当に尊重するのであれば「人格権」の明記は必須である。	ご意見として承ります。本文案では1 (2) の「生命、身体、財産等」に、脚注5で自由と名誉も含まれる旨追記しています。
5	1 (2) ● 人間中心	3	9	9	人間自らが意思決定を行うこと、とありますが、これはAIの可能性を狭めてはいいでしょうか。少子化が進み労働力不足も深刻になっていく中、AIを労働力として活用する動きは確実に必要になります。その中で、AIの言動をすべて人間の意思決定に基づいて行うとなれば、それは人間がボトルネックになってしまいます。量だけではなく質の問題もあり、人間よりAIの意思決定のほうが正確になるときも遠くないでしょう。いつまでも人間が扱うツールとして捉えていてはAIのもう一つの本質を見誤ります。AIを神経質にマイクロマネジメントして操るのではなく、AI側の判断や意思決定をもっと活用すべきです。技術がどのように進歩するか次第ではありますが、AIに命令するのではなくAIが自発的に人間に協力してくれるような形での社会運営のほうが低コストかつ安定する可能性もあります。そういう可能性を排除すべきではないと思います。	ご意見を踏まえ、本文案では1 (2) の人間中心の項目にて、AIを活用する範囲や条件について判断を行う旨明記しています。
6	1 (2) ● 安全性	3	13	15	「AIの活用によって、生命、身体、財産に危害を及ぼさないようにすること。」とあるが、刑法に準じて、自由と名誉を加えてほしい。生命、身体、財産に対する被害が軽微であるとして、名誉毀損などの被害が放置されることは困る。	ご意見を踏まえ、本文案では1 (2) の「生命、身体、財産等」に、脚注5で自由と名誉も含まれる旨追記しています。
7	1 (2) ● 透明性	3	16	19	「技術的に可能な範囲での情報の開示」について、生成AIの開発に際しては必ず学習元データの収集の段階があるはずです。数が膨大であるなどの理由で学習元の追跡が「技術的に不可能」とされることのないよう強く要望します。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の参考とします。本文案には、脚注18にて活用事業者等が学習データの開示を求められた際の対応の考え方を記載しています。

8	1 (2) ● 透明性	3	16	19	透明性を確保するためには、AIによる生成物にAIによるものとの明示を義務付けるべきだと考えます。昨今すでに災害や危険情報に関するAI生成物が多く観測されており、それらは生命の危機に直結します。ディープフェイクの被害を抑えるためにも、AI生成物にはそうであると明示させるべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、本文案では2 (3) にてAI生成物であることが判断できる技術についての説明を追記しています。
9	1 (2) ● セキュリティ	3	24	27	セキュリティについても、透明性、アカウンタビリティ、プライバシー等の他の項目と同様、絶対的な水準が要求されるものではないことから、「AIのセキュリティを適切に/合理的な範囲で確保すること」といった留保を明記する必要がある。	ご意見を踏まえ、本文案では1 (2) にて「AIのセキュリティを適切に確保すること」と追記しています。
10	1 (2) ● プライバシー	3	28	30	プライバシ保護に限定するのではなく、著作権、肖像権、特許権など様々な権利をまとめて対象とする「権利保護」とした方がより良いのではないかでしょうか。	ご意見として承ります。本文案検討の際の参考とさせていただきます。本文案では2 (2) にてステークホルダーとの信頼関係を構築する観点から、知財、プライバシー等の保護の必要性を記載しています。
11	1 (2) ● 公正競争	3	31	34	漫画家やイラストレーターなどは出版社に対して強く出られない側面があります。今後一層生成AIが普及した場合、出版社がその強い立場を利用して個人のクリエイターなどからデータを収集する可能性を危惧しています。企業と取引する個人の意思が封殺されることなく、自らの権利行使しやすい環境づくりを望みます。	ご意見として承ります。本文案検討の際の参考とさせていただきます。本文案では2 (2) にてステークホルダーとの信頼関係を構築する観点から、知財、プライバシー等の保護の必要性を記載しています。
12	1 (2) ● イノベーション	4	5	9	「アジャイルな対応」や「イノベーションの促進」を掲げている点を評価します。一方、今後検討される具体的な制度において事業者に対する要件等が過度に固定的となった場合、技術進歩の速いAI分野において新技術の導入や多様なユースケース展開が阻害される可能性があります。AIの特性を踏まえれば、継続的な評価と改善を前提とした柔軟な枠組みが不可欠です。指針の運用にあたっては、特定の技術や手法に偏ることなく、多様な技術の発展を阻害しないよう、技術の中立性を確保した制度設計と運用が求められます。また、定期的な見直しプロセスの明確化や、リスク評価フレームワークの柔軟な適用、ケースに応じた判断の余地を確保することで、透明性・安全性とイノベーションの両立が図られることを期待します。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案には、3 (4) に本指針をアジャイルに見直す旨記載しています。
13	1 (3) 適正性確保のための基本方針	4	14	16	リスクの大きさや発生確率等に応じて適切にリスクを管理するリスクベース・アプローチの考え方に対する賛同いたします。また、リスクの評価・管理は各ステークホルダーの共通認識を持ちつつ推進することが重要であり、弊社としても官民の意見交換に積極的に貢献していきたいと考えております。	賛同いただきありがとうございます。
14		4	17	17	ここから24行目までにかかれている「ステークホルダー」という言葉の定義が分かりづらい。生成AIを作る側なのか、利用する側なのか、著作物等を学習データとして利用される側なのか明記して欲しい。	ご意見を踏まえ、本文案の脚注9にステークホルダーの説明を追記しています。
15	1 (3) 1 リスクベースでのアプローチ	4	14	16	リスクベースでのアプローチを基礎に据えた点に賛同します。一方、事業者に求められる対応が抽象的に留まると、具体的な判断基準が不明瞭となり、過度な委縮や業務負荷の増大を招き、結果としてAIの活用が停滞する可能性があります。特に、AIの適正性確保に必要なデータ管理、説明可能性の確保、安全性評価等は企業や公共分野の大きな負担となることが懸念されます。そのため、様々なビジネス環境下にある事業者が段階的・計画的に取り組めるよう、国際的な整合性を踏まえつつ日本の産業構造や実務に即した具体的なリスク分類や評価指標などのガイドラインの充実を期待します。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案3 (3) にて、国等がAIガバナンスの在り方を継続的に検討・見直すことやAI導入の障壁を低減する取組を進めることを記載しています。
16	1 (3) 2 ステークホルダーの積極的な関与	4	17	20	各ステークホルダーと協働して課題解決に取り組むことに賛成します。そのためには推進会議・有識者会議に、コンテンツホルダー、実演家団体、クリエイター団体、そして生成AIのクリエイティブ分野での活用に対して懐疑的な有識者を加える公平な仕組みを、強く要望します。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案1 (3) ②においてステークホルダーの積極的な関与について記載しています。

● 「2 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項」に対する意見（99件（うち、団体・法人等からは20件、個人からは79件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	2 研究開発機関及び活用	5	6	7	AIガバナンスにはAI特有の技術特性や規制の動向が関連するものの、事業者としては、既存のIT等に適用しているガバナンスプロセスを活用することとなるため、完全にゼロベースでAIガバナンス構築に取り組む例は稀である。このため、「既存のガバナンスプロセスを活用しつつ」といった文言を加え、既存プロセスの展開も本指針の目的達成のために有効であることを明示してはどうか。	ご意見を踏まえ、本文案の脚注15に既存のガバナンスプロセスを活用することも有用である旨追記しています。
2	事業者が特に取り組むべき事項	5	15	21	透明性の確保に向けた説明可能性の確保は、それ自体が技術的な情報やデータ利活用ノウハウの開示に近い話題でもあります。したがって、合理的な範囲での説明可能性について、開発者と利用者の間で一定の合意レベルを形成することは、ケースバイケースで定めづらい性質もあると考えます。また、一般ユーザ向けに提供されるAIと、特定の企業や団体のユーザ向けに提供されるAIとでは異なる点もあることを踏まえ、柔軟な対応を可能とするとともに、一定の具体的な様式の提示も必要と考えます。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案では脚注17にて合理的な範囲についての考え方を記載しています。
3	2 (1) AIガバナンスによる俯瞰的な適正性の確保	5	9	13	AIガバナンスについて、「(3) 適正性確保のための基本方針」では「便益を最大化する」という、従来通りの記述がされている。一方で、「2 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項 (1) AIガバナンスによる俯瞰的な適正性の確保」ではリスクの低減に関する記述だけになっている。AIガバナンスによるAIの便益の最大化には組織的な取り組みが必要であるのに、この記述では「AIガバナンスではAIのリスクの低減に努めれば良い」という誤解を与えかねない。現状のAIは電力や水といった重要な資源を大量に消費する。このため、考慮すべき要素の「イノベーション」に記されているように、リスクの最小化と便益の最大化を併記するのが望ましい。	ご意見を踏まえ、本文案に便益の最大化とリスク低減の双方の観点を追記しています。
4	保	5	9	13	AIガバナンスが企業の自主性に委ねられているが、どこまで整備すればよいかの検討などが企業の負担になっており、これが逆にAIによるイノベーションの促進を阻害している。ガイドラインレベルではなく、AI製品を提供する事業者が最低限守らなければならない義務や罰則等を定める法律を早急に成立していただきたい。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案3 (3) にて、国等がAIガバナンスの在り方を継続的に検討・見直すことやAI導入の障壁を低減する取組を進めることを記載しています。
5	2 (2) ス	5	15	21	透明性の確保は重要であると考える一方で、事業者等の自主的かつ能動的な取組の障壁となっていないか、指針の具体的な内容が事業者の取組みの足かせとなっていないかといった観点から検討することが重要であると考え、検討に当たっては、産業界の声を広くヒアリングしていく機会を設けることを望む。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
6	テークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保	5	15	21	学習データの透明性の確保は極めて重要だ。他方、「自主的かつ能動的な取り組みを促す」という指針のソフトロー的な性格上、実効性の観点から疑問がある。海外事業者を中心に、文化庁「AIと著作権に関する考え方」等を順守せずサービスを展開するケースが散見される中で、主体的に透明性の確保に取り組む事業者がどの程度あるかは疑問だ。「合理的な範囲」で説明可能性を確保するとしているが、開示の範囲が限られる恐れがある。説明の範囲を極力広く確保できるようにすべきだ。AI利用者に提供する情報として、「学習するデータの収集ポリシー」が挙げられているが、それだけでは権利者にとっての透明性は確保されない。使用されているデータを権利者が特定できるよう、開示を求められるようにすべきだ。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案では脚注18にて学習データの透明性の確保についての考え方を記載しています。

7		5	15	21	透明性に加え、広島AIプロセス報告枠組みセクション1とも整合的に、リスクマネジメントや社内の責任あるAIの組織のベストプラクティスを整備することが信頼構築に重要です。効果的なAIガバナンスには、モデル開発者、アプリケーション開発者、アプリケーション提供者等、バリューチェーン全体の関係者による適切なリスク管理が必要です。役割により責任やプラクティスは異なるものの、広島AIプロセス報告枠組みのような共通のリファレンスを活用し、バリューチェーン全体を通じて一貫した形で明確化を図ることは大きな意義があります。報告枠組みがバリューチェーン全体の透明性確保を今後どのように強化していくかを明確にしていくことが重要で、異なるAIの役割に合わせたモデル形式を提供することは一案です。また、指針では、業界で既に活用されているモデルカード等の既存の透明性に関するベストプラクティスを参考することも重要です。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案の脚注16には、広島AIプロセスの報告枠組みについて記載しています。		
8	2(2) ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保	5	15	21	AIの透明性を担保するため、以下の対策を行ってほしいです。（1）「生成AIで生成されたコンテンツ」には、「生成AIである」と明記すること（ウォーターマークをつけること）を法的に定めること。（2）学習段階、生成段階、どちらもオプトイン制に限ること。生成AIのデータセットを作る際は、事前に画像、映像、音声などデータの権利者の許可を得て、同意の上で学習を行うこと。生成段階でも同様に同意の上で生成を行うこと。（3）生成AIの学習データの情報を開示すること。	ご意見を踏まえ、本文案の2(3)にてAI生成物であることが判断できる技術について記載しています。 本文案の2(2)にてステークホルダーとの信頼関係の構築のための学習データ等の透明性の確保の考え方、2(5)にてAI開発・提供事業とデータ保有者等との間でのデータの適正活用を巡るコミュニケーションについて記載しています。		
9		5	16	18	「ステークホルダー」には、AI開発に携わる当事者やAIのサービスへの実装者も含まれる。AI開発者やAIサービス提供者に対して営業秘密、ノウハウ等の公表といった無理強いをすることは、かえって信頼関係を損ねる。6月に成立したAI推進法の附帯決議においても、「活用事業者等に対する調査、指導及び助言等に当たっては、当該事業者等の営業秘密や知的財産権の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めないように留意すること。」とされていることを踏まえ、本項目の記載においても、営業秘密とのバランスに言及するとともに、HAIPが定める以上の詳細な義務を課すものではないことを明確にすべきである。	ご意見を踏まえ、本文案の脚注17に営業秘密の保護に配慮する旨追記しています。		
10		5	16	18	「学習データの出所と出力される生成物」の両者を対象に透明性確保の必要性が述べられている点に賛同する。AIの研究開発機関及び活用事業者においては、学習に用いたコンテンツの情報を記録・保存し、ステークホルダーに当該情報を提供する施策や、AI生成コンテンツを提供する場合はその旨を表示し誤認・混同を防止する措置を講じるべきである。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の参考とします。本文案2(3)ではAI生成物であることが判断できる技術の説明を記載しています。		
11		6	7	7	知的財産等のデータ保有者等に対する利益還元とありますが、そもそもデータ等を利用されたくない場合の拒否権がないというのは大きな懸念があります。現在、生成AI等の学習に利用されるデータセットの内容は透明性が確保されてしまう、どんなデータが利用されているかもデータ保有者からは把握が出来ない状態で、信頼関係を構築することは不可能ではないでしょうか。データ保有者に対する事前の利用許諾の取得（オプトイン）と、データセットの開示責任を、AI開発企業に義務付けるべきです。	学習データを適切に保護するまでの実効性の確保についてのご意見として、今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案では脚注17、18においてデータ保護についての考え方を記載しています。		

12	2（3）十分な安全性の確保	5	26	29	<p>AIによる不適切な出力制御だけでなくデータ基盤から児童ポルノ画像データ削除の必要性についても記載すべきです。今の文章のまでは児童ポルノ画像データが基盤データに組み込まれていても出力さえしなければ問題がないと受け取られかねません。また、リスクを抑える為に出力抑制を行っていく事には賛成しますが、どれだけ改善を加えてもジェイルブレイクを絶対にしないシステムを作る事はどうしても不可能であるため出力抑制だけに留まらずオプトイン制で構成されたデータ基盤を構築することで意図しない危険な出力を抑制することに尽力すべき点について記載を追加</p>	<p>ご意見として承ります。本文案検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>本文案には、2（5）にAIイノベーションの基盤となる質の高いデータを確保・充実させることの重要性を記載しています。</p>
13	2（3）十分な安全性の確保	5	24	24	<p>熊の目撃情報のような、緊急性の高い情報に関するディープフェイクによる偽情報が今後増加すれば、例え個人のリテラシーが高くとも、事実確認のためのコストは増大します。そうなれば情報そのものへの信頼も低下し、自治体等の広報が機能不全を起こし、重大な事故につながる懸念もあります。早急な対策を求める。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>本文案2（3）では、AI生成物であることが判断できる技術についての説明を記載しています。</p>
14	2（4）事業継続性確保による安全な環境の維持	6	23	29	<p>熊による被害が問題となっている最中、生成AIにより出力された街中で熊が現れたように見えるフェイク画像を信じた町の公式アカウントが注意喚起をしてしまった事例が起こりました。こういった問題が多く発生すると、本当に熊が現れた際にフェイクの可能性を考え、判断が遅れると危惧します。災害時などの一刻の猶予もない状況でも同様のことが発生すると想定されます。真偽確認のために行動が遅れ、命を落とすことに繋がりかねません。誰でも容易にフェイク画像を生成することが可能となってしまったため、歯止めをかけるには生成物であると表示するラベル義務や、ディープフェイクに関する罰則付きの法規制が急務です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文案2（3）にて、AI生成物であることが判断できる技術についての説明を追記しています。</p>
15	2（5）AIのイノベーションの基盤となるデータ的重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮	6	2	5	<p>事業継続計画の策定は重要な観点であるが、過度な準備が必要になるとAI製品、サービスの活用推進の妨げとなることが考えられる。そのため、事業継続計画の記載項目と例示や事業継続計画策定が必要となるビジネス規模感の目安等をガイドラインとして提示いただきたい。</p>	<p>事業継続計画は、業種・事業規模に関わらず策定することが重要と考えておりますが、いただいたご意見について本文案検討の際の参考とさせていただきます。</p>
16	2（5）AIのイノベーションの基盤となるデータ的重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮	6	11	12	<p>利益還元だけでなく知的財産等のデータ保有者が持つAIへの利用拒否の権利を認める事についての記載を追加すべきです(知的財産権等のデータ保有者達が納得できるだけの資金を用意するのは現実的ではないため、また、データ保有者が必ずしも対価を求めているとも限らないため拒否権を認める必要がある)</p>	<p>ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
17	2（5）AIのイノベーションの基盤となるデータ的重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮	6	11	12	<p>オプトインを徹底するといった旨を追記して欲しい。でなければ知的財産を守る事や生成AIの信頼性を高める事は不可能なので。</p>	<p>本文案では、2（2）にステークホルダーとの信頼関係の構築のための学習データ等の透明性の確保や、2（5）にてデータの適正な活用の在り方等について継続的なコミュニケーションを図ることや、安心して創作活動ができる環境の構築に向けた方策の検討、実施をすることの重要性を記載しています。</p>
18	2（5）AIのイノベーションの基盤となるデータ的重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮	6	7	12	<p>知的財産などの学習データの保持者が、AIのイノベーションの基盤となる重要なステークホルダーとして認識されている点は良い。ただし、現状は学習データ提供側の意思や意見が十分に取り入れられてるとは言えない。新聞協会などが繰り返し出している生成AIについての声明はもちろん、個人のクリエイターの意見も、ステークホルダーというのであれば取り入れられなければならない。</p>	<p>6</p>

● 「3 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項」に対する意見（32件（うち、団体・法人等からは7件、個人からは25件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	3 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項	8	1	6	政府との協議の場に知的財産等のデータ保有者の立場となる組織が参加する場を増やすべき。本書において「研究開発機関及び活用事業者」に対するステークホルダーとの信頼関係の構築・配慮などは述べられているが、国が施策を検討する会合などにステークホルダーとなる立場の人間の意見が直接届けられる場面が極端に少ないように思える。特に現在、海外のAI企業に対してデータの権利を擁している企業や団体による権利物にかかる声明が発表されることが増えているが、このような声明に出ているような意見を政府が施策を考える場で届けられているか、適切に意見がすくい上げられていなければ議事録が残るような場で機会を設けるべきではないか。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案1（3）②においてステークホルダーの積極的な関与として記載しています。
2	3（2）社会全体におけるAIリテラシーの向上	7	14	22	事業者側でも生成AI等のリスクに対しての対応は今後も取り組んでいくが、生成AIの過信により悪影響が生じる事例が国内でも始めており、利用者側のAIリスクリテラシーの強化が急務。AIは完璧ではなく、生成AIで生成された情報を鵜呑みにせず自身で判断する、世の中の情報には生成AIで生成されたフェイク情報がある、ということを様々なメディアを活用しながら国や地方公共団体が発信し利用者側がリスクを踏まえた上でAIを活用するよう推進いただきたい。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案には、3（2）に社会全体のAIリテラシーの向上について記載しています。
3	3（3）AIガバナンスの在り方の検討	7	24	24	AIガバナンスの在り方がソフトロアaproachに限定されている。既存法令に基づくエンフォースメントを国内外の事業者問わず、適用することが国際競争力確保にもつながる。ガバナンスの意味を拡張して捉え直し、AIガバナンスの在り方について、既存法令のエンフォースメントの強化、徹底を追記すべき。	ご指摘のように、AIのリスク対応については既存法等での対応を基本としつつ、新たに顕在化したリスクや悪質な事案に対しては実態を把握した上で、必要に応じて関係省庁と連携して対応します。
4	3（4）行政としてのAIカウンタビリティを果たすこと	8	9	11	国及び地方公共団体は、行政の信頼性確保のため、AI利用時、「可能な限り判断の根拠が不明瞭にならないよう国民へのアカウンタビリティを果たす」としています。しかしAIの技術進歩の速さや予見可能性、説明可能性が十分でないこと[11, 4ページ26行目]を踏まえると、「可能な限り」という留保条件は、行政が技術的制約を理由に説明責任を回避する余地を残す可能性があります。行政の信頼性を確保するため、この留保条件を超えて、判断の根拠が不明瞭になるケースを最小限に抑える具体的なプロセスを定めるべきです。具体的には、AIモデルの安全性にとどまらない適正性に係る評価機能の構築[34, 9ページ24行目]を含むAIセーフティ・インスティテュート(AISI)の抜本的な強化[34, 9ページ24～25行目]を推進し、行政が利用するAIの信頼性評価を可能とする第三者検証メカニズムの役割を明確化すべきです。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案では脚注21に示した「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」等を踏まえ、国民へのアカウンタビリティを果たし、行政の信頼性確保を図ってまいります。

● 「4 国民が特に取り組むべき事項」に対する意見（44件（うち、団体・法人等からは1件、個人からは44件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始行数	終了行数	意見内容	回答
1	4 国民が特に取り組むべき事項	9	2	2	これについてもう1項として国民が正しい運用がされているかの判断する為に流通モデルのAIの透明性を確保し、問題を確認した場合に通報できる機関を周知するべきと考えます。それによってAI理解を深める事、AI推進法の行政指導とあわせて官民一体となって国民も参加する日本のAI戦略とするべきと考えます。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。本文案では、脚注19にてステークホルダーとの信頼性確保の観点から、活用事業者等が利用者への情報提供項目の例として、問い合わせに対応する窓口・連絡先を記載しています。
2		9	14	15	生成過程を理解することは多くの場合困難であると思います。『生成過程』の省略をご検討下さい。また、意思決定は人間が実施することに異論ございませんが、得られる情報の出所を毎回正確に特定することは容易でないケースもあると思います（AIの回答は、いかにも適切でありそうな内容であることが散見されるため）。14行目の前半部分の削除をご検討下さい（『人間の～』以降を残す）。	ご指摘を踏まえ、本文案では生成過程を削除とします。 本文案には、4（2）に生成過程がブラックボックス化しやすいことを含め、AIの特性を理解する旨記載しています。
3	4（2） A リテラシーに基づく適切な利用	9	14	16	「AIを利用する際、得られる情報の出所、正確性、生成過程等を理解し、人間の判断、責任の下で意思決定を行うとともに、不当な差別、誹謗中傷、偽・誤情報の拡散等を目的とした不適切な行為を行わない」とあるが、現状で生成AIツールは不当な差別、誹謗中傷、偽・誤情報の拡散のために利用されていることが大半である。またこれらの行為を行う人物がリテラシーの整備だけで行為を中止することは到底あり得ないため、早急な法規制を強く求める。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案には、1（3）④にて変動するリスクを踏まえてアジャイルに対応していくことや、3（2）にて全ての主体が責任を持ってAIを利用できるようリテラシー向上を図る旨記載しています。
4		9	17	17	「AIの生成物（文章、画像、音声、動画等）は、社会的、法的に適切な形で利用する。」とあるが、AIに限らず、『法的に』問題がなければ何をしてもいい、という風潮が日本の至るところで見られる。この文にも『社会的』な適切さが述べられているように、無法の盾を掲げることなく、善悪の判断を自分の頭で行い責任を負うことの重要性を徹底して周知して欲しい。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
5		9	17	18	AIの生成物（文章、画像、音声、動画等）は、社会的、法的に適切な形で利用する、との記載ですが、国民に一切を委ねた自主規制ではなく、まずは国としての規制を行なっていただきたいのでしょうか。まずは昨今の生成AI問題における根本的な原因である、海外企業によるデータの無断二次利用から成り立つ基盤データセットに対する規制と処罰、そして解消をした上で利用方法を国民に委ねていただきたいと思います。既に存じ上げていると思いますが、不適切な生成物による逮捕、ディープフェイクによる情報汚染が横行しております。こちらは3年ほど経過しているにも関わらず、生成物の明記の義務化、部外者のファインチューニングに対する規制などを怠ったが為の出来事であり、国政側の責任と捉えております。国民に適切な利用を望むのであれば、適切に可不可の許諾を得たデータセット構築、ラベリングの義務化を国内外に向け、促していただきたいと思います。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 本文案にて2（3）にて安全性確保のため最新の技術と知見を駆使した対応や、AI生成物であることが判断できる技術についての説明を記載しています。

● 「その他」に対する意見（3件（うち、団体・法人等からは0件、個人からは3件））